

# 農業委員会制度が大きく変わります！

平成28年4月1日から農業委員会制度が改正され、農業委員会制度が大きく変わりました。

主な改正点は、次のとおりです。

①農業委員会の委員の構成については、これまでの「農業委員」に加えて、地域活動を主体に行う「農地利用最適化推進委員」が新たに設置されました。

②これまでの選挙制度が廃止され、公募制度（自ら応募または推薦人・推薦団体による応募）となりました。

※農業委員については、議会の承認を経て町長が任命し、農地利用最適化推進委員については、農業委員会が委嘱します。

③選挙制度の廃止に伴い農業委員の選出区域割りが無くなり、新たに農地利用最適化推進委員の担任区域割りが新設されます。

※ただし、現行の農業委員の任期は平成29年7月19日までとなっていますので、新制度による農業委員会の運営は平成29年7月20日からとなります。

## 制度改正後の農業委員会の定数

○農業委員（定数12名）

（農地の所有権移転、農地転用、1名が定員となります）

## 新制度における農業委員と農地利用最適化推進委員の要件等

○農業委員

・原則、認定農業者またはそれに準ずる方  
・右記のほか、学識経験者、女性

○農地利用最適化推進委員

・農業に見識のある方（町内を30区域に区分けし、区域ごとに各1名が定員となります）

## 公募について

▼応募方法 所定の様式に必要事項を記入するとともに、必要な資料を添付の上、農業委員会事務局に提出してください。

※様式等については、1月16日以降に農業委員会事務局に備え付けます。また、町ホームページからダウンロードできます。

度となつたため、次のとおり公募を行います。

▼公募期間 2月20日㈪～3月21日㈫

※ただし、応募状況等により期間を延長することがあります。

▼応募 ☎(7)6925

度となつたため、次のとおり公募を行います。

▼公募期間 2月20日㈪～3月21日㈫

※ただし、応募状況等により期間を延長することがあります。

▼問合せ 農業委員会事務局

農地に対する利用権の設定ほか)  
の審議。

農地法等関係案件に関する現地調査。

農政指針の策定、県・町などへの建議・要請活動。

農地の利用最適化に関し、農地利用最適化推進委員との連携。

農地利用最適化推進委員（定数30名）

【主な仕事】  
・農家訪問などによる、農家の意向や状況の確認。  
・担任区域内の農地状況や農地貸し借りの意向確認。  
・遊休農地発生防止および解消活動。  
・農地の利用権設定に関する現地調査など

選挙制度が廃止となり、公募制度となつたため、次のとおり公募を行います。

▼公募期間 2月20日㈪～3月21日㈫

※ただし、応募状況等により期間を延長することがあります。

▼応募 ☎(7)6925

選挙制度が廃止となり、公募制度となつたため、次のとおり公募を行います。

▼公募期間 2月20日㈪～3月21日㈫

※ただし、応募状況等により期間を延長することがあります。

▼問合せ 農業委員会事務局

## 野生鳥獣との事故を防ぐために

町にはイノシシやサルなどの野生鳥獣が生息しています。普段は臆病な動物たちですが時には人が襲われることもあります。私たちが気をつけば多くの事故を防ぐことができます。

▼野生鳥獣を人里へ寄せつけないために

・生ゴミや廃棄野菜を庭や裏山に捨てない。

・犬や猫のエサ等は建物内に入れておく。

・収穫予定の無い柿や栗は伐採するか実を除去しておく。

▼問合せ 農林振興課林務畜産係  
☎(7)6913

